

大分県農業近代化資金事務処理要領

大分県における農業近代化資金の融資に係る事務の取扱いは、農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号）、農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）、大分県農業近代化資金融通措置要綱（平成14年8月1日農経第691号。以下「措置要綱」という。）、大分県農業近代化資金利子補給補助金交付要綱（昭和43年 8月27日農経第2137号。以下「交付要綱」という。）及び大分県農業経営改善関係資金運営要領（平成14年7月1日農経第521号。以下「運営要領」という。）並びに県が融資機関との間に締結する農業近代化資金利子補給契約書によるほか、この要領によるものとする。

第1 借入手続

1 措置要綱第2の1に掲げる者の借入手続

措置要綱第2の1に掲げる者が借り入れる場合の借入手続については、運営要領第3によるものとする。

ただし、措置要綱第5の1の（1）に規定する別表1中7の（1）及び（2）に掲げる資金を借り入れる場合については、次の2の規定によるものとする。

2 措置要綱第2の2から4に掲げる者の借入手続等

措置要綱第2の2から4に掲げる者が借り入れる場合の借入手続については、運営要領第3の規定に関わらず、次のとおりとする。ただし、大分県農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）の債務保証を要しない場合には、債務保証委託その他債務保証に必要な手続を要しない。

（1）借入希望者は、農業近代化資金借入申込書（第1号様式。以下「借入申込書」という。）及び運営要領に定める債務保証委託申込書等を融資機関に提出する。

（2）融資機関は、内容を審査のうえ、第2の2に規定する利子補給承認申請手続を借入申込書の写しを添付のうえ行うとともに、債務保証委託申込書等に意見を附し基金協会へ送付する。

（3）基金協会は、融資機関から提出された書類に基づき審査のうえ保証を承諾することを決定したときは、当該融資機関に承諾の通知書を交付するとともに、当該融資機関を通じて借入申込者にその旨通知する。

また、基金協会は、借入申込者が保証の承諾を受けた資金を借り入れようとするときに提出する債務保証委託証書を受理したときは、直ちに債務保証書を融資機関に交付する。

（4）融資機関は第3の2の県の利子補給の承認及び前（3）の基金協会の保証の決定に基づき貸付の承諾の決定を行う。

第2 利子補給承認申請手続

1 一般資金の利子補給承認申請手続

次項2に定める特定資金以外の資金（以下「一般資金」という。）の融資を行おうとする融資機関は、原則電子申請（大分県電子申請システムによる申請をいう。以下同じ。）により借入希望者の住所地を所管する振興局長に利子補給承認申請を随時行うこととし、書面により利子補給承認申請を行う場合は、毎月5日までに農業近代化資金利子補給承認申請書（第2号様式。以下「申請書」という。）を借入希望者の住所地を所管する振興局長に提出する。

ただし、企業経営診断手法（スコアリング手法）を活用した、担い手が営農に伴い必要とする小口資金についての無担保・無保証人での融資の可否を判断する仕組み（以下「クイック融資」という。）による融資案件にあっては、書面により申請を行う場合も、速やかな随時の提出とする。

2 特定資金の利子補給承認申請手続

措置要綱第4の4のエに定める者に対する資金（以下「特定資金」という。）の融資を行おうとする融資機関は、原則電子申請により知事に利子補給承認申請を行うこととし、書面により利子補給承認申請を行う場合は、毎月末日までに申請書を知事に提出する。

第3 利子補給の承認

1 振興局長の承認

（1）振興局長は、第2の1により一般資金分の申請書等を受理したときは、内容を審査のうえ、地方審査会の意見を聞き、利子補給の承認又は否認を決定する。

なお、振興局長は、団体借入に係る内容審査に際し、必要と認めた場合には当該団体構成員から負債・未払金等明細書（第5号様式。以下「負債等明細書」という。）を徴することができるものとする。

- (2) 振興局長は、電子申請による利子補給を承認したときは、農業近代化資金利子補給承認通知書（第7号様式。以下「承認通知書」という。）を融資機関に速やかに送付するとともに、承認通知書の写しに農業近代化資金利子補給対象事業調査表（第3号様式。以下「調査表」という。）、申請書、借入申込希望書及び経営改善資金計画書等（添付資料については大分県農業近代化資金事務処理要領の取扱いによる。以下「取扱い参照」とする。）の写しを添付のうえ、団体指導・金融課長に報告する。

また、書面申請による利子補給を承認したときは、調査表、申請書、借入申込希望書及び経営改善資金計画書等（取扱い参照）の写しを毎月23日までに団体指導・金融課長に送付する。

ただし、クイック融資による融資案件にあつては、書面により申請を行う場合も、速やかな送付とする。

- (3) 振興局長は、利子補給を否認したときは、調査表を作成し、これを保管することとし、農業近代化資金利子補給否認通知書（第4号様式。以下「否認通知書」という。）を融資機関に速やかに送付するとともに、否認通知書の写しに調査表を添付のうえ団体指導・金融課長に報告する。

2 知事の承認

- (1) 知事は、第2の2により特定資金分の申請書等（取扱い参照）を受理したときは内容を審査のうえ、大分県農業制度資金運営協議会設置要領（平成8年4月1日施行）に基づき設置した大分県農業制度資金審査会（以下「本庁審査会」という。）の意見を聞き、電子申請については随時に、書面申請については受理した月の翌月の末日までに利子補給の承認又は否認の決定をする。

なお、知事は、団体借入に係る内容審査に際し、必要と認めた場合には当該団体構成員から負債等明細書を徴することができるものとする。

- (2) 知事は、利子補給を承認したときは、承認通知書を融資機関に速やかに送付する。

- (3) 知事は、利子補給を否認したときは、調査表を作成し、これを保管することとし、否認通知書を融資機関に速やかに送付する。

3 承認にあたっての留意点

利子補給承認審査にあたっては、次の点に留意するものとする。

(1) 事前着工

借入申込みに係る施設の改良、造成又は取得は、利子補給承認日以後に行うこととし、承認日前の着工（機械、器具等の取得も含める。）は、原則として認めないこととする。

ただし、以下の場合についてはこの限りでない。

ア 知事が別に指定する災害または経済変動に伴い必要な事業である場合。

なお、利子補給承認前着工届の様式及び提出方法については、指定する災害または経済変動に応じて別に知事が定める。

イ 借入申込希望書及び経営改善資金計画書を既に提出しており、次に掲げる場合で、真にやむを得ない場合はあらかじめ一般資金にあつては振興局長に、特定資金にあつては知事に農業近代化資金利子補給承認前着工届（第6号様式）を提出し、振興局長あるいは知事がこれを受理した後着工することができる。

(ア) 補助事業について、補助金の交付決定の遅れ等のため、事業効果の減退をきたす恐れが明らかな場合で、事前に事業実施を必要とするものについて、補助事業の指令前着工に係る所定の手続を終了したもの

(イ) 作付時期及び収穫時期等の関係で次の利子補給承認日まで待てない場合

(2) 貸付金及び償還金

ア 貸付金は千円単位とし、千円に満たない端数は切り捨てる。

イ 償還金は千円単位とし、貸付額を償還回数で割り切れないときは、その端数を初回償還額に加えて、2回以降は均等額とする。

4 利子補給承認通知書等の送付

- (1) 団体指導・金融課長は、前1及び2により前月末日までに利子補給が承認されたもののうち基金協会保証のあるものについて、承認通知書の写しを基金協会に毎月15日までに送付する。

- (2) 団体指導・金融課長は、各振興局長、県信連及び基金協会に農業近代化資金利子補給承認状況一覧表（第8号様式）を必要に応じ送付する。

第4 貸付実行

1 貸付実行

融資機関は、第3の1の(2)及び第3の2の(2)により承認通知書を受理したときは

事業の進捗状況等を確認のうえ利子補給承認月の翌月の末日までの間、借受者の希望する時期に貸付実行をしなければならない。

ただし、借受者のやむを得ない事情により融資機関が特に必要と認めたときは、この限りでない。

2 貸付実行報告

融資機関は、原則電子申請により貸付実行報告を行うこととし、書面により貸付実行報告を行う場合は農業近代化資金貸付実行報告書（第9－1号様式。以下「実行報告書」という。）に必要事項を記入し、貸付実行日、貸付額、利率、据置期限、償還期限、貸出番号等が記載されている償還年次表の写しとともに貸付実行日の属する月の翌月の7日までに（一般資金にあつては振興局長を経由して）団体指導・金融課長に提出する。

3 借入辞退・貸付未実行

- (1) 融資機関は、利子補給承認を受けた者が資金の一部の借入れを辞退した場合は実行報告書に必要事項を記入し、資金の全部を辞退した場合又は貸付が未実行である場合は農業近代化資金貸付未実行報告書（第9－2様式）に必要事項を記入し、（一般資金にあつては振興局長を経由して）団体指導・金融課長に提出する。
- (2) 前(1)の借入辞退者が基金協会の債務保証を受けている場合は、その旨基金協会に報告する。

第5 資金管理

融資機関は、資金の貸付けに係る債権の確認保全等、善良な管理を期するため、次の事項に留意するものとする。

- (1) 借受者名義の預貯金口座に、貸付金を全額振替えるとともに、自己資金分についても原則として第1回の支払日までは受け入れておくこと。
なお、補助事業の場合にあつては、補助事業用預貯金口座を設ける等、補助事業の事業費管理方法に従うこととする。
- (2) 支払いは原則として口座振替によるものとし、出来るだけ現金支払いは行わないこと。
- (3) 別段口座により資金管理を行う場合は、以下のことに留意すること。
 - ア 借受者から必ず請求書等を提出させ、内容を確認の上、払出すこと。
 - イ 貸付実行日と別段口座の受入れ日は同一日であること。
 - ウ 貸付実行後第1回の払出期日まで29日以内で行うこと。
 - エ 払出しにあつては、資金使途の確認を行うとともに払出証拠書類の保管を行うこと。

第6 事業計画の変更

融資機関は県の農業近代化資金の承認後、又は貸付後において、借受者が農業近代化資金借入申込書に記入されている事業計画等で、次の事項に該当する変更を生じた場合には、借受者から農業近代化資金事業計画等変更届(第10号様式)を提出させ保管し置くものとする。

ただし、用途の変更及び利子補給承認貸付金額の増加は認めない。

- ア 施設の導入内容の変更
- イ 施設の利用方法又は管理方法の変更
- ウ 資金計画の変更
- エ 団体の定款又は規約等の変更
- オ その他事業計画に著しい変更を及ぼすと認められる事項

第7 利子補給変更手続

1 利子補給変更承認申請手続

- (1) 災害その他やむを得ない理由により、借入金の償還が著しく困難となった借受者が、当初計画の償還計画の変更を必要とする場合は、農業近代化資金約定償還変更申請書（第11号様式。以下「変更申請書」という。）を融資機関に提出する。
ただし、農業近代化資金の延滞のある者は申請することができない。
- (2) 融資機関は、内容を審査のうえ、農業近代化資金利子補給変更承認申請書（第12号様式。以下「変更承認申請書」という。）を作成し、変更申請書の写し及び関係資料の写しを添付して償還期日の30日前までに、一般資金にあつては借受者の住所地を所管する振興局長、特定資金にあつては知事に提出する。

2 利子補給変更承認手続

(1) 振興局長の承認

- ア 振興局長は、第7の1の(2)により一般資金にかかる変更承認申請書等を受理したと

きは、内容を審査のうえ、地方審査会の意見を聞き、利子補給変更の承認または否認を決定する。

イ 振興局長は、利子補給変更を承認したときは、農業近代化資金利子補給変更承認通知書（第13号様式。以下「変更承認通知書」という。）を融資機関に速やかに送付するとともに、変更承認通知書の写しに調査表、変更承認申請書及び関係資料の写しを添付のうえ、団体指導・金融課長に報告する。

ウ 振興局長は、利子補給変更を否認したときは、調査表を作成し、これを保管することとし、農業近代化資金利子補給変更否認通知書（第14号様式。以下「変更否認通知書」という。）を融資機関に速やかに送付するとともに、変更否認通知書の写しに調査表を添付のうえ団体指導・金融課長に報告する。

(2) 知事の承認

ア 知事は、第7の1の(2)により特定資金にかかる変更承認申請書等を受理したときは、内容を審査のうえ、本庁審査会の意見を聞き、利子補給変更の承認または否認を決定する。

イ 知事は、利子補給変更を承認したときは、変更承認通知書を融資機関に速やかに送付する。

ウ 知事は、利子補給変更を否認したときは、調査表を作成し、これを保管することとし、変更否認通知書を融資機関に速やかに送付する。

(3) その他

融資機関は、変更承認通知書を受理したときは、借用証書の条件変更等の事務処理を確実に行わなければならない。

3 利子補給変更承認通知書の送付等

団体指導・金融課長は、前項2により利子補給変更が承認されたもののうち基金協会保証のあるものについて、変更承認通知書の写しを基金協会に送付する。

第8 事業完了

1 事業完了期限

借入申込者は、利子補給承認のあった事業について、貸付実行後一般資金にあつては6か月以内、特定資金にあつては1年以内に事業を完了しなければならない。

ただし、あらかじめ一般資金にあつては振興局長、特定資金にあつては知事の承認を得た場合はこの限りでない。

2 事業完了報告

融資機関は、事業完了日の属する月の翌月の末日までに事業実施状況を確認し、農業近代化資金事業完了報告書（第15号様式。以下「完了報告書」という。）を作成し、一般資金にあつては振興局長、特定資金にあつては知事に提出する。

第9 償還

1 約定償還

(1) 約定償還は元金均等償還とし、年償還回数は1回、2回、3回、4回、6回、12回とする。

(2) 償還日は毎月10日とする。

償還月は、年1回償還の場合は任意の月を選択し、年複数回償還の場合は償還月が等間隔となる任意の月を選択する。

2 特例償還

(1) 融資機関は、貸付実行後、事業費縮小等の理由により貸付金が融資限度額を超過することとなったときは、その額について、すみやかに繰上償還を行うものとする。

(2) 農業近代化資金により実施した事業につき国又は地方公共団体等から補助金等の交付を受けたとき、又は、借受者から自主的に繰上償還の申し出があったときは、その額について、すみやかに繰上償還を行うものとする。

(3) 国又は県等が行う調査又は検査等の結果、一部又は全部について利子補給承認の取消しを受けたときは、その部分について指定期日までに繰上償還を行うものとする。

3 特例償還及び延滞状況報告

(1) 融資機関は、前項2の繰上償還があったとき、約定償還に延滞を生じたとき及び延滞額の償還があったときは、「特例償還状況及び延滞状況報告書」（第16号様式。以下「特例報告書」という。）を作成し、関係書類の写しを添付し、発生後速やかに、（一般資金にあつては振興局長を経由して）団体指導・金融課長に提出する。

(2) 融資機関は、期限の利益喪失により最終償還期限に到達したときは、「特例報告書」に関

係書類の写しを添付し、発生後速やかに団体指導・金融課長に提出する。

附 則

この要領は、平成14年8月1日から施行する。

附 則

- 1 改正後の要領は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、現に貸し付けている資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要領は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、現に貸し付けている資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要領は、平成16年8月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、現に貸し付けている資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要領は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、現に貸し付けている資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要領は、平成17年9月9日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、現に貸し付けている資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要領は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、現に貸し付けている資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要領は、平成18年8月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、現に貸し付けている資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要領は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、現に貸し付けている資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要領は、平成19年5月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、現に貸し付けている資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要領は、平成26年11月4日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、現に貸し付けている資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要領は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の日前に利子補給承認が行われた資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要領は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の日前に利子補給承認が行われた資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要領は、令和元年12月2日から施行する。
- 2 この要領の施行の日前に利子補給承認が行われた資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要領は、令和2年3月31日から施行する。
- 2 この要領の施行の日前に利子補給承認が行われた資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要領は、令和3年3月11日から施行する。
- 2 この要領の施行の日前に利子補給承認が行われた資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要領は、令和5年6月13日から施行する。
- 2 この要領の施行の日前に利子補給承認が行われた資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要領は、令和6年5月15日から施行する。
- 2 この要領の施行の日前に利子補給承認が行われた資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 改正後の要領は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の日前に利子補給承認が行われた資金については、なお、従前の例による。